

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定により市長が指定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定給水装置工事事業者証)

第2条 市長は、法第16条の2第1項の指定をしたときは、速やかに指定工事業者に対し、土浦市指定給水装置工事事業者証(様式第1号。以下「指定工事業者証」という。)を交付する。

2 指定工事業者は、法第25条の7の規定により事業の廃止を届け出たとき又は法第25条の11第1項の規定による指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を市長に返納しなければならない。

3 指定工事業者は、法第25条の7の規定により事業の休止を届け出たとき又は次条の規定による指定の効力の停止を受けたときは、指定工事業者証を市長に提出しなければならない。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、市長に指定工事業者証の再交付を求めることができる。

(指定の停止)

第3条 市長は、指定工事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該指定工事業者に特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代えて、6月を超えない範囲で期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(公告)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度土浦市公告式条例(平成2年土浦市条例第14号)第2条第2項に規定する市役所前掲示場への掲示により公告するものとする。

- (1) 法第16条の2第1項の指定をしたとき。
- (2) 法第25条の7の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (3) 法第25条の11の規定により指定を取り消したとき。
- (4) 前条の規定により指定の効力を停止したとき。

(設計審査)

第5条 土浦市水道事業給水条例(平成10年土浦市条例第12号。以下「条例」という。)第7条第2項の規定により設計審査を受けようとする指定工事業者は、給水装置工事設計審査申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。設計審査を受けた設計を変更しようとするときも、また同様とする。

(工事検査)

第6条 条例第7条第2項の規定により工事検査を受けようとする指定工事業者は、給水装置工事工事検査申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 指定工事業者は、工事検査の結果、市長から手直しを要求されたときは、市長が指定した期間内にこれを行い、改めて市長の工事検査を受けなければならない。

(委員会)

第7条 次の各号に掲げる事項を審査させるため、土浦市指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 法第25条の11第1項の規定による指定の取消しに関する事。
- (2) 第3条の規定による指定の効力の停止に関する事。

2 委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平19水道規程4・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(新治村の編入に伴う経過措置)

2 新治村の編入の日前に、新治村指定給水装置工事事業者規程(平成10年新治村水道規程第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18水道規程2・追加)

(土浦市水道事業会計規程の一部改正)

3 土浦市水道事業会計規程(昭和42年土浦市水道規程第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平18水道規程2・旧第2項繰下)

付 則(平成14年12月27日水道規程第4号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月30日水道規程第3号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年2月7日水道規程第2号)

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

付 則(平成19年3月30日水道規程第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

指定第 号

土浦市指定給水装置工事事業者証

上記の者を土浦市指定給水装置工事事業者に指定する。

年 月 日

土浦市長

印

(申請先) 土浦市長

指定給水装置工事事業者

電話番号

印

給水装置工事設計審査申請書

工事^{しゅん}竣工予定日 年 月上旬・中旬・下旬

次のとおり、給水装置工事の設計審査を申請します。

受付番号				水栓番号				
設置場所	土浦市			工務店名				
住居表示	土浦市			申請者 氏名				
申請者住所								
給水装置工事主任技術者	登録番号			氏名				
工法	開削・推進			同時施行	平成 年度			
道路種別	二層舗装道路 市・県・国				第	新工・受工・受託・給工・開発		
	一層舗装道路 市・県・国・歩					号取出済		
	砂利道			受付番号	第	号取出済		
道路番号				直結直圧・直結増圧・貯水槽				
配水管種・口径				承認番号				
道路側工事明細				宅内側工事明細				
使用品名	形状寸法			使用品名	形状寸法			
サドル分水栓・チーズ	×			量水器(貸与)				
割T字管	×			メータ用補助止水栓				
シールリンク止水栓				逆流防止				
仕切弁(ソフトシール型)				使用管種・外部				
止水栓 ^{きょう} 筐	×			使用管種・内部				
仕切弁 ^{きょう} 筐	×			特殊器具				
使用管種・口径				給湯ボイラー				
市納付金明細() 年 月 日				受水槽	有効水量 <small>立法メ-トル</small>			
加入金	円			有効容量	縦	×横	×高さ	
設計審査	1,300円			メ-タ-	臨・仮	年 月 日		
工事検査	600円				市・隔	戸		
水圧立会	年 月 日			中間検査	年 月 日			
備考	添付書類：給水計画平面図及び位置図 なお、道路側工事が必要な場合又は利害関係者の同意が必要な場合にあつては、上記の書類に加えて、公図等の写し、要約書等所有者が確認できる書類を添付すること。							

給水装置工事指示伺

水道課決裁欄
(記入しない
ください。)

水道技術管理者	課	長	業務係長	給水係長	係

(申請先) 土浦市長

指定給水装置工事業業者

電話番号

印

給水装置工事工事検査申請書

(竣工票兼給水台帳)

次のとおり、給水装置工事の工事検査を申請します。

受付番号		水栓番号	
設置場所	土浦市	工務店名	
住居表示	土浦市	所有者 氏名	
所有者住所			
給水装置工事主任技術者	登録番号	氏名	
土浦市給水装置施設基準に定めた事項に適合していることを報告します。			
配水管種・口径		直結直圧・直結増圧・貯水槽	
道路側工事明細		宅内側工事明細	
使用品名	形状寸法	使用品名	形状寸法
サドル分水栓・チーズ	×	量水器(貸与)	
割T字管	×	メータ用補助止水栓	
シールリンク [*] 止水栓		逆流防止	
仕切弁(ソフトシール型)		使用管種・外部	
止水栓 ^{きょう}	×	使用管種・内部	
仕切弁 ^{きょう}	×	特殊器具	
使用管種・口径		給湯ボイラー	
受水槽有効容量	案内図		
有効水量 <small>立法メトル</small>			
縦 × 横 × 高さ			
高架タンク有効容量			
有効水量 <small>立法メトル</small>			
縦 × 横 × 高さ			
メータ種類			
市・隔	.		戸
工事検査			
年 月 日			
備考			

水道課決裁欄 (記入しないでください。)	水道技術管理者	課長	業務係長	給水係長	係